

公立大学法人宮城大学動物実験等規程

平成21年4月1日

規程第56号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という）、「及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験等の実施方法を定めるものである。
- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(基本原則)

- 第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、以下の各号の原則に基づき適正に実施しなければならない。
- 一 代替法の利用（R e p l a c e m e n t） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。
 - 二 使用数の削減（R e d u c t i o n） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
 - 三 苦痛の軽減（R e f i n e m e n t） 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 動物実験等 動物を教育又は試験研究の用その他の科学上の利用に供することをいう。
 - 二 実験動物 動物実験等の利用に供するため、次号に掲げる施設等で飼養し、又は保管しているほ乳類、鳥類及びは虫類に属する動物（次号に掲げる施設等に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。
 - 三 施設等 次号に掲げる飼養保管施設及び第五号に掲げる実験室をいう。
 - 四 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養し、若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設（次号に掲げる実験室を除く。）をいう。

- 五 実験室 実験動物に実験操作を行う室をいう。
- 六 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 七 管理者 実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- 八 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- 九 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 十 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 十一 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- 十二 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。
- 十三 学群等 本学の看護学群, 事業構想学群, 食産業学群, 基盤教育群, 看護学研究科, 事業構想学研究科及び食産業学研究科をいう。
- 十四 学群長等 学群等の長をいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学で実施される全ての動物実験等に関する最終的な責任を有する。

(管理者)

第6条 研究委員会委員長は、学群等における実験動物及び施設等の管理をさせるため、動物実験を行う学群等の学群長等の推薦に基づき、管理者を指名する。

(実験動物管理者)

第7条 研究委員会委員長は、実験動物に関する知識及び経験を有する者の中から、管理者の推薦に基づき、実験動物管理者を指名する。

(動物実験責任者)

第8条 動物実験専門委員会委員長は、動物実験等ごとに、当該動物実験実施者の中から、動物実験責任者を指名する。

(動物実験専門委員会)

第9条 公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（平成21年宮城大学規程第51号。以下「運営規程」という。）第8条第1項第5号の規定により設置される動物実験専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、研究委員会委員長の諮問に応じ、又は必要に応じ、次に掲げる事項に係る専門的な対応等について審議する。

- 一 動物実験計画が第3条に定める関連法令等及びこの規程に適合しているかどうかの審査に関すること。

- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - 三 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - 四 動物実験等の適正な実施に関すること。
 - 五 動物実験等に関わる職員の教育訓練に関すること。
 - 六 動物実験等に係る自己点検、評価及び外部検証に関すること。
 - 七 その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。
- 2 専門委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- 一 管理者
 - 二 実験動物管理者
 - 三 動物実験を行う学群等の学群長等の推薦に基づき研究委員会委員長が指名する、動物実験等または実験動物等に関して優れた識見を有する教員4人
 - 四 教職員の健康、安全管理等に責任を有する事務職員1人
 - 五 その他研究委員会委員長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員会の委員長は、運営規程第8条第2項の規定により、研究委員会の委員長が指名する。
- 5 委員長は、専門委員会を主宰する。
- 6 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 7 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 専門委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要に応じ、動物実験責任者に対し報告を求めることができる。
- 10 委員長は、必要と認めるときは、専門的知識を持つ者など、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 11 委員長は、審議の結果について、研究委員会の委員長及び学長に報告するものとする。

(動物実験計画の承認)

- 第10条 動物実験責任者は、動物実験等を実施しようとする場合には、次に定める事項を記載した、別に定める動物実験計画書審査願を学長に提出し、その承認を得なければならない。
- 一 研究の目的、意義及び必要性
 - 二 動物種、系統、数、遺伝的品質、微生物学的品質、入手方法、飼育環境、実験方法
 - 三 代替法の有無および精度
 - 四 周辺環境の汚染、周辺動物への感染の拡大及び動物実験実施者等への感染を防止するための対策
 - 五 苦痛を軽減し、適切に動物実験等を行うための麻酔および安楽死の方法
 - 六 苦痛度の高い動物実験を行う場合における、人道的エンドポイント
- 3 学長は、第1項の動物実験計画書審査願の提出があったときは、専門委員会委員長を通じて審査を諮問し、その審議を踏まえ、当該動物実験計画の承認の可否を決定するものと

する。

- 4 学長は、前項の決定を行ったときは、管理者を経由して当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 5 動物実験責任者は、前項の承認の通知後でなければ、当該動物実験計画に定める動物実験等を行ってはならない。
- 6 第1項の動物実験計画書審査願の提出は、新規又は継続の動物実験等の別にかかわらず、原則として、毎年度当初に行うものとする。

(動物実験計画の変更等)

第11条 前条の規定は、承認された動物実験計画を変更又は追加しようとする場合について準用する。

(実験操作)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 動物実験等は、適切に維持管理された施設等において行うこと。
- 二 動物実験計画書審査願に記載された事項を遵守すること。
- 三 物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験等、安全管理に注意を払うべき実験については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- 四 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- 五 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 六 特に遺伝学的品質及び微生物学的品質に関しては、周辺環境の汚染、周辺動物への感染の拡大及び動物実験実施者等への感染を防止するため、管理者の指示に従うこと。

(実験動物の飼養及び保管にかかるマニュアルの作成と周知)

第13条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第14条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第15条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

- 第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

- 第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

- 第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(動物実験等終了後の措置)

- 第19条 動物実験実施者は、動物実験等の終了又は中止に当たっては、実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、他の実験動物に苦痛を感じ取られないように、麻酔薬の投与その他の適切な安楽死処置法を選択しなければならない。
- 2 動物実験実施者は、実験動物の死体、糞尿等の保管に際し、悪臭の発生又は病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験等を終了し、又は中止した場合において、前2項の措置を完了したときは、速やかに、別に定める動物実験等報告書を管理者を経由して学長に提出しなければならない。
- 4 年度を超えて継続する動物実験等については、毎年度終了後に前項の動物実験等報告書を学長に提出するものとする。
- 5 学長は、前2項の動物実験等報告書を専門委員会に送付するものとする。

(記録の保存及び報告)

- 第20条 管理者は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等に関する記録を整備及び保管するものとする。
- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類、数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡の際の情報提供)

- 第21条 管理者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を、譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

第22条 動物実験責任者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

(飼養保管施設の設置)

第23条 飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定するものとする。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設において、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行う。ただし、施設等以外の施設で実施する場合には、あらかじめ専門委員会の審議を経なければならない。

(飼養保管施設の要件)

第24条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- 一 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- 二 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- 三 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- 四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- 五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 六 実験動物管理者を配置すること。

(実験室の設置)

第25条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合は、管理者が所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定するものとする。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室において、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む)を行う。ただし、施設等以外の施設で実施する場合には、あらかじめ専門委員会の審議を経なければならない。

(実験室の要件)

第26条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- 一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 二 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- 三 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第27条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(施設等の廃止)

第28条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」を学長に届け出なければならない。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(危害防止等)

第29条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 動物実験実施者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走したときは、速やかに、動物実験責任者又は実験動物管理者を通じて管理者に通報するとともに、関係機関に連絡しなければならない。
- 3 管理者及び実験動物管理者は、実験動物由来の感染症及び実験動物によるこう傷等に対する予防策並びに発生時の対応策をあらかじめ定めなければならない。
- 4 管理者及び実験動物管理者は、毒蛇等の有毒動物の飼養管理を行うときは、人への危害防止のために必要な事項を別に定めるものとする。
- 5 動物実験責任者は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的な可能な範囲で講じるように努めなければならない。
- 6 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないように必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第30条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 動物実験責任者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

第31条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

- 2 管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連携体制の整備に努め

なければならない。

(教育訓練)

第32条 専門委員会は、動物実験責任者及び動物実験実施者に対し、次の各号に掲げる教育訓練を実施するものとする。

- 一 関連法令等及びこの規程に関すること。
- 二 動物実験等の方法に関する基本的事項に関すること。
- 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項に関すること。
- 四 安全確保に関すること。
- 五 その他適切な動物実験等の実施に関すること。

2 専門委員会は、前項の教育訓練を実施した場合には、その実施日、教育内容、講師名及び受講者名を記録保存するものとする。

(自己点検、評価及び検証)

第33条 学長は、管理者、動物実験責任者等から資料の提出を求め、本学における動物実験等の実施状況等に係る関係法令等への適合性について、専門委員会に自己点検及び評価を行わせるものとする。

2 専門委員会は、前項の規定により自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 学長は、自己点検及び評価の結果について、学外の者による検証を受けるように努めるものとする。

(情報公開)

第34条 学長は、本学における動物実験等に関する規程等、実験動物の飼養保管状況、自己点検及び評価並びに検証結果等の動物実験等に関する情報について、必要に応じて公表するものとする。

(危険物質等を扱う動物実験等)

第35条 危険物質を扱う動物実験等又は感染実験若しくは遺伝子組換え実験を行う動物実験等を実施するときは、人の安全確保はもとより、実験動物の飼育環境の汚染の防止に配慮しながら関係法令等を遵守して行わなければならない。

(産業用家畜の取り扱い)

第36条 産業用家畜とみなされる動物種は、畜産業に関わる生産や飼養管理の教育、研究若しくは試験、生態の観察又は育種改良を目的とした飼養又は保管については、本規定を適用しない。

2 前項の取り扱いにあたっては、基本指針を踏まえて、飼育保管基準及び「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針（平成18年6月1日農林水産技術会議事務局通知第5「準用および適用除外」、農林水産技術会議事務局通知第6「その他」）を、本学の規定において適用する。

- 3 第1項の目的であっても、侵襲性のある行為や外科的措置を施して研究を行う場合、薬理学実験による研究を行う場合、解剖学、生理学、病理学等の基礎科学に供する場合等は、本規程を適用するものとする。

(委任)

第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(庶務)

第38条 専門委員会に関する庶務は、事務局太白事務室が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年7月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年10月22日第89回理事会)

この規程は、平成26年10月22日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学動物実験等規程は、同年11月1日から適用する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部在籍する者が当該学部在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学動物実験等規程第2条第12号の規定の適用については、「食産業学群」とあるのは、「食産業学群、看護学部、事業構想学部、食産業学部」と読み替えるものとする。

附 則 (H29.11.22 第130回理事会)

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (R2.3.25 第159回理事会)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。